

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第1号＞

平成23年第2回沖縄県議会（2月定例会閉会中）

平成23年4月18日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

---

### 開会の日時

年月日 平成23年4月18日 月曜日  
開 会 午後4時2分  
散 会 午後6時

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立  
(米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分について)

---

### 出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	仲 田	弘 毅	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	新 垣	清 涼	君
委 員	玉 城	満	君
委 員	玉 城	義 和	君
委 員	吉 田	勝 廣	君

委員外議員 なし

---

欠 席 委 員

具 志 孝 助 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長	又 吉 進 君
知事公室基地防災統括監	當 銘 健一郎 君
基 地 対 策 課 長	親 川 達 男 君
警 察 本 部 交 通 部 長	渡 具 知 辰 彦 君
交 通 指 導 課 長	吉 永 安 彦 君

---

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております、「米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分」について、これまでの経緯等について御説明いたします。

本年1月12日水曜日午後9時43分ごろ、沖縄市与儀において、在沖米軍属が運転する普通乗用車が相手車線に進入し、成人式に出席するため、愛知県から

帰省していた当時19歳の男性社員が運転する軽自動車に衝突する交通事故が発生しました。

事故後、社員男性は病院に搬送されましたが、肝損傷及び脾損傷により、1月13日木曜日午前2時34分に搬送先の病院で死亡しました。

事故を起こした在沖米軍属の男性は、その後3月4日に自動車運転過失致死罪で那覇地方検察庁沖縄支部へ事件送致されましたが、政府によりますと、検察当局において3月4日、米側から公務証明書を受理し、3月24日、第1次裁判権がないことを理由に在沖米軍属を不起訴処分としたとのことであります。

県は、政府に対して、事故を起こした米軍属の現在の状況や、米側の処分について説明を求めているところであります。

日米地位協定第17条は、公務中の米軍人等による事件・事故について、米側に第1次裁判権があると取り決めており、通勤途上を公務中として扱うのは、1956年の日米合同委員会合意に基づくとされており、

県としましては、日米両政府は、公務中の判断については、厳格に行うべきであり、今回の交通死亡事故が公務中であるとの判断に至った理由について、県民に対し、十分な説明を行うべきであると考えております。

県におきましては、日米両政府に対し、今回の事案が公務中とされた具体的な理由について、その公表を求めるとともに、今後ともあらゆる機会を通じて、日米合同委員会の合意内容の公表を含め、11項目にわたる日米地位協定の見直しを強く求めていきたいと考えております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、県警本部交通部長の説明を求めます。

渡具知辰彦交通部長。

○渡具知辰彦交通部長 沖縄市比屋根における米軍属による交通死亡事故について、御説明いたします。

本件は、本年1月12日水曜日、午後9時43分ごろ、沖縄市比屋根の国道329号線において、米軍属の男性が自家用普通乗用車を運転して、渡口交差点方面から高原交差点方面向け第1通行帯を進行中、前方を進行していた車両を追い越すため第2通行帯に進路変更した際、ハンドル操作を誤り対向車線に進入して、対向車線に進行中の軽乗用車に自車を衝突させ、軽乗用車を運転していた日本人男性、当時19歳を死亡させた事案であります。

県警察では、事故発生後、所要の捜査を行い、被疑者である軍属の男性、23

歳を本年3月4日、自動車運転過失致死罪で那覇地方検察庁沖縄支部へ事件送致しております。以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより、米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 確認をさせていただきたいのですが、その事故を起こした米軍属からは飲酒とか、酒気帯び運転とか、そういうのは全くないわけですね。

○渡具知辰彦交通部長 消防隊員がまず現場に到着して、その後パトカーが到着しているのですけれども、簡単な事情聴取を行った際、酒臭はしなかったということであります。そして消防隊員からも酒臭はなかったと聞いております。

○桑江朝千夫委員 事故を起こしてからの迅速な対応がとられたのか—この米軍人が。その事故の対処の仕方はどうだったのでしょうか。

○渡具知辰彦交通部長 本件は先ほど説明しましたように、首が痛いということで、海軍病院のほうに搬送されております。ですから発生当日は事情を聞くことができませんでした。翌日事情を聞いております。

○桑江朝千夫委員 事故を起こして、事故の対処の仕方—いわゆる警察への通報、そして救急車を呼ぶ、そういったものをみずからなされたのか、それとも現場にいたどなたかがやったのか、それはどうなのですか。

○吉永安彦交通指導課長 所轄警察署においては、21時49分ごろ、沖縄市消防から外人と日本人による事故がある旨を覚知しまして、直ちに22時ごろに沖縄署のパトカーが現場に到着しております。既に、沖縄市の消防が外人と被害に遭った日本人の応急処置等をしていました。警察においても外人等の人定を聞くなど、所定の初動捜査を実施しました。先ほど渡具知辰彦交通部長からもあ

りましたように、その段階で外人が首に痛みを訴えるということで、救急隊の応急処置を受け、その途中に来ました米軍の救急車によって、米軍病院のほうへ搬送されております。ということで現場処置は適正になされております。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 初動の調査というのはどういうことをやるのですか。こういう事件が起きた場合は。

○**渡具知辰彦交通部長** 初動の捜査といいますのは、まず1月13日、現場における被疑者立ち会いの指示説明で、速度の信憑性を確認する必要はございました。そのために速度鑑定実施後に実況見分を実施することにいたしまして、速度鑑定後の本年3月1日、被疑者立ち会いの実況見分及び取り調べ等、必要な捜査を実施したということでございます。なお、今回の事故は発生時の速度を特定する必要があったことから、速度鑑定結果が出るまで若干時間を要しておりますけれども、通常の見査手続でありました。

○**吉田勝廣委員** よくわからないのですよね。死亡事故を起こして、その時間帯とか一大体我々の感覚からすると、対向車にぶつかったわけだから、ある程度その人の注意だとか過失で起訴したというわけですから。その辺の内容をもう少し具体的に説明してもらえませんか。もう少し僕らにもわかりやすいように。

○**吉永安彦交通指導課長** 現場臨場後、警察官は、被疑者である外人、それと被害者の日本人ともに病院に運ばれておりましたので、目撃者等から事故状況等々を確認しております。それと、事後の捜査に必要な、車が停止した場所とぶつかった場所等の特定をするための現場での捜査をしております。そして翌日米軍人を出頭させて事故の状況等の説明を求めましたが、その段階ではこの事故は速度が事故の要因とも考えられましたので、両方の車を鑑定しまして、速度の鑑定結果をもって、厳しく現場の実況見分、あるいは被疑者の取り調べをする必要があるということで、翌日の現場では本人の指示説明、それと本人が運転していたという事情聴取のみを行い、鑑定結果が出た3月1日に事故の鑑定をもって、速度と被害車両を発見した場所とか、そういった立件に必要なものを本人に指示説明させ、間違いのない裏づけのある供述をもって立件の捜

査をしております。

○吉田勝廣委員 立件をする場合に、大体どのくらいやるのですか。

○吉永安彦交通指導課長 事故によっていろいろ変わりますが、本件の場合には、車の損傷状況から速度がかなり出ていたのではないかと推察されました。それと、相手車線に入っておりますので、そこに何らかの要因があるのかというのがわかります。それで、車の速度が本人の供述のみでは片手落ちですので、速度の鑑定というもので事故当時の速度を特定して、現場で相手の被害車両を発見した場所とか、あるいは追い抜きをかけた場所等々の過失認定に必要な捜査を実施しております。

○吉田勝廣委員 そうすると、かなりスピードが出たということだから、大体どのくらいですか。

○吉永安彦交通指導課長 鑑定の結果、ぶつかる直前おおむね時速50キロメートルということであります。

○吉田勝廣委員 50キロメートルオーバーという意味ですか。

○渡具知辰彦交通部長 国道329号の事故現場は最高速度は50キロメートルの交通規制です。

○吉田勝廣委員 ですから50キロメートルオーバーという意味ですか。

○吉永安彦交通指導課長 速度がおおむね50キロメートルという鑑定結果です。

○吉田勝廣委員 では、スピード違反ではないということの意味ですか。

○吉永安彦交通指導課長 速度がオーバーしていたかどうかという特定ではなくて、事故のときにその程度の速度が出ていたという鑑定結果でありまして、それ以上出ていけば当然速度違反というのを論議できますが、今回はその速度鑑定結果でありました。

○吉田勝廣委員 ちょっとよくわからないので、一番最初にハンドル操作を誤ったということが1つ言われましたね。それからもう一つは、車の破壊度からいって速度が出ていたのではないかと。そうすると、この2つはどちらが重要なのですか。

○吉永安彦交通指導課長 非常に過失認定の場合に難しいところでありまして、片側2車線の道路で50キロメートル出せばすぐこの事故につながったかという部分、それと、そのときにこの50キロメートルの速度で、どのようにしてハンドルを操作したのかという部分等々を検討して過失というものを出しますので、どれがというものではなくて、我がほうでは現在、追い抜くときに急な操作をしてハンドルの操作を間違えて相手車線に入り込んで、事故を起こしたと過失の認定をしております。

○吉田勝廣委員 それで過失ということで、検察庁に送ったわけですね。

○吉永安彦交通指導課長 そのとおりです。

○吉田勝廣委員 そのときには日米地位協定の関係とか、そういうことにはまだ至ってなかったのですか。

○吉永安彦交通指導課長 質問の御趣旨がよくわかりませんが、日米地位協定に基づいた捜査の範囲内で規定された手続等を踏まえながら捜査をしました。

○吉田勝廣委員 最初の初動捜査ということだったのですけれども、そのときには警察の到着ですね。救急車が来て陸軍病院に運ばれようとしたときに米軍憲兵が来て搬送されたということですから、警察官が到着するのがおくれたということですか。

○吉永安彦交通指導課長 記録によりますと、消防からの110番後、おおむね11分で警察官は現場に着いておりますので、おくれたというものはないかと認識しております。

○吉田勝廣委員 戻りますけれども、いわゆる日米地位協定の範囲内で捜査をしたということですか。

○吉永安彦交通指導課長 所定の法律の定める手続の範囲で捜査をしました。

○吉田勝廣委員 要するに、この方は軍属ですよ。軍人ではないわけですよ。さっき軍属と日本人とか、そういう話をしていただけけれども。僕はその辺はよくわからないのだけれども、この方は日本語が上手なのか、それが1点です。あと2点目は、軍属ですので、公務中とか公務外とか—そのときは恐らく警察では判断しないわけですよ。もちろんそのときはしないと僕は思うのだけれども。そのときの捜査は、別に日米地位協定は関係なく公務中だったか、公務外だったら公務外と聞く必要はないわけでしょう。事件に対して冷静に分析をするということになりますか。

○渡具知辰彦交通部長 県警察としましては、当該犯罪が公務中に行われたか否かについては、被疑者の事情聴取等必要な捜査の中である程度判明するのですけれども、基本的には公務中、公務外にかかわらず、すべての事件、事故において一応所要の捜査を行って事件送致をしている状況です。

○吉田勝廣委員 要するに、恐らく普通の日本人と同じような捜査をやっていて、それで立件して検察に送ったということなのではないでしょうか。

○渡具知辰彦交通部長 そのとおりでございます。

○吉田勝廣委員 そうしますと、その後で検察庁が調べることによって、米軍側から公務中だということが県警察に知らされたのですか。

○渡具知辰彦交通部長 米軍側の公務証明書の発行につきましては、米軍側が検事正からの要請に基づき、または自発的に犯罪が発生した地の検事正に対して発行されるものと承知しております。

○吉田勝廣委員 そうすると、沖縄県警察としてはいわゆる普通の交通事故の過失という形で立件をして検察庁に送致をしたと。そしてその中で検事が公務中か公務外か調べる必要があるから一起訴に当たっては第1次裁判権のことがあるので。そういうことで検事が判断をして、そういうことをしたと思われませんか。

○渡具知辰彦交通部長 米軍側から公務証明書が発行された場合に、公務執行

中に行われたものではないと認定し、米軍側に対して当該公務証明書に関する反対の証拠がある旨の通知は、検察当局が行うものと承知しております。

○吉田勝廣委員　そこを聞きたいのですけれどもね、警察が捜査をする段階で米軍にそういうところを聞かないのですか。あんたどういう仕事をしていたの、それからどういうことでこういうことだったのかとか一例えば過労だとかそうでないとか、いろいろあるのではないですか。事故を起こしたわけだから。仕事だったのかとかいろいろあるでしょう。

○渡具知辰彦交通部長　先ほども言いましたように、当該犯罪が公務執行中に行われたものであるか否かについては、被疑者の事情聴取と必要な捜査の中で行っていると。今回は、本人は帰宅途中であったということを話しています。

○吉田勝廣委員　かなり微妙だと思いますけれども。帰宅途中ですから。これは又吉知事公室長に聞きたいのだけれども、恐らく公務員でも通勤したり退社したりするとき、どこに寄ったとか、いろいろあるけれども、これはどういうことで、公務中と認定するの。

○又吉進知事公室長　ちょっと私も所管外なので具体的に正確な詳しいことは答弁は難しいのですけれども、例えば公務災害ですね、通勤災害といったものがいわゆる地方公務員法上あるいは共済会の認定を受けるという場合には、これは通勤途中であってもその対象になると承知しております。

○吉田勝廣委員　そこだと思うのですよね。通勤途中の場合に、その方がどこか寄ったとか寄らなかったというのは、余り聞かないですか、そういうものを警察では。いわゆる過労の度合いであるとか、そういうところは聞かないのですかね。

○渡具知辰彦交通部長　一応本人は帰宅途中であったと。それから本人の住所等々いろいろ調べました。それで、地図があるのですけれども、沖縄リージョンクラブの前のほうのリージョンゲートといいますか、そこから国道330号を横断して県道81号線を渡口交差点に下ります。そして左折して沖縄市方面に行った途中のA&Wを越えたところのほうで事故を起こしているのですが、本人の家はそこから大体700メートルぐらい離れているサンエーV21の向かい側のほうなのです。ちょうどゲートのほうから事故現場までは約4.8キロメートル、

自宅のほうまでは約5.5キロメートルでございました。

○吉田勝廣委員 又吉知事公室長、日米地位協定の改定をしたいということで、何項目かについてそれはずっとやっていますよね。新聞報道によれば一向に改善されないと—そのままであると。こういうときには沖縄県として対処の仕方、一番有効的というか、効果的というか、どういうことをやれば一番いいのですか。

○又吉進知事公室長 今回の問題につきましては、日米地位協定第17条によれば、先ほども申し上げましたように、公務中と認定されれば第1次裁判権は米側にあるということなのですから、ではなぜこれが公務なのだということの説明が非常に不十分だと考えております。先ほどから御質疑にありますように、この方が通勤途中であったということだけが理由とされているわけですが、そもそも厳密に通勤途中を公務中と認定する理由でありますとか、あるいはそのほかの要素はなかったかということについては一切説明がなく、米側から那覇地方検察庁沖縄支部に対して、公務証明書が出たということのみで公務と扱われるということに関しては、県民感情から見ても非常に不十分であると考えておまして、この説明—具体的になぜこういう判断に至ったかというところを求めているということでございます。

○吉田勝廣委員 ですから、県警察はそういう段階で詳細に被疑者といわれる人からいろいろ聞くことはできないのですかということも、さっき僕は説明したのだけれども。

○渡具知辰彦交通部長 先ほども説明しましたように、当然被疑者に事情を聞く段階で、帰宅途中あるいは通勤途中であったかどうかというのは把握できませんけれども、あくまでも本人が起こした事故—いわゆる犯罪の構成要件に対して細かく調べるということでございます。

○吉田勝廣委員 そこが大変なのですね。公務中か公務外かという議論をするときには軍人の制服を着て、いろいろやっているときには大体公務と認定される可能性があるかもしれないけれども、私服で通勤途中であるとか立ち寄ったとか、どういう状況でこれが公務中という認定するのかこれを詳細にして、ただ公務中と米軍が認定すればそれで終わりですということになるから、その辺のところは犯罪の構成要件—警察の職務としてそれはいろいろあるかもしれな

いけれども、その辺の犯罪の構成要件でもう一步踏み込んで、公務中、公務外といわなくても、その人が疲れているとかあるでしょう。いろいろと疲れているとか一ハンドル操作を誤ったときには睡眠不足かどうかとかいろいろあるじゃないですか。居眠りしたかどうかとか、判断ミスだとか。その判断のミスを起こすのはどこに要因があったかとか、いろいろ考えられる側面があると思うのですよね。そこを事件・事故の捜査をする県警察で、詳細にやらなければ、今みたいにただの公務中ですという照会で、それが大きく犯罪の構成要件が違って来るわけですよね、せつかく起訴したものが。第1次裁判権が向こうに行って、不起訴になるわけでしょう。皆さんの仕事が水泡に帰するわけです。今の法律の中で警察官としては一交通部長としてはこの辺をどう考えますか。

○渡具知辰彦交通部長 県警察は定められた規定の枠組みの中で一先ほども吉永交通指導課長が言ったのですけれども、法と証拠に基づき捜査を進めるものであり、日米地位協定について見解を述べる立場にございませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

○吉田勝廣委員 そういうことは僕は何回も聞いているから。法と証拠に基づいて粛々と捜査をしてというのは何回も聞いています。それで、検察に送検したけれども、結局これは日米地位協定で不起訴になったり、また戻されたりいろいろあるわけですよね。今までも何回もあるわけだ。ですから少なくとも公務とか公務外というその認定をするときですよ。一番ここが日米地位協定で大きな問題になるわけですよね、我々の次元では。そのところを県警察の中で捜査ができなければ、米国が見解の公務中ですよと認定すればそれで終わり。そういうことで皆さんの捜査段階でのいろんなこともペアになるわけですよ、基本的には。そこのところは別に構成要件になるかならないかは別にして、本人からそういうことを聞くことはできないのですか。あんたどういう職業ですかとか、何時まで働いたのですかとか、そういうことを聞くことはできないのですか。

○渡具知辰彦交通部長 被疑者の帰宅途中であったという信憑性ですね。それを確認するためにまず被疑者の職場関係者への確認、それからタイムカードを確認しています。ちなみにタイムカードでは、仕事を終えた時刻が当日の21時30分でした。そして事故を起こしたのが21時43分であります。

○吉田勝廣委員 出勤は何時ですか。

○吉永安彦交通指導課長　今回は事故に直結するアウトの時間のみの裏づけ、それと出たゲート、走行経路等を捜査してあります。

○吉田勝廣委員　それはちょっと残念だと思うけれども。僕たちがよくやる場合は、例えば1週間とか1カ月の勤務状態を調べるとかですよ。たまたまそのときはそうなったのか。いつもそうになっているのかそうでないのか、これはやっぱりこの辺の公務中、公務外の一我々の範囲内での調べる一つの方法でそうでなければ米軍のいうとおりになるわけだから、だれも手が出せないわけです。皆さんしか手が出せない。1週間の勤務状態がどうなっているとか、朝はどうなっているとか。9時半に帰るという意味は、朝は8時半なのか、それとも1時から仕事するのかとか、あるのではないですか。それを聞いているのよ。あるいはまた5時半で終わって、出勤カードが遅くなったとかあるかもしれないし。僕はそこを聞きたかったわけです。今からできないのですか。

○吉永安彦交通指導課長　今回は事故を起こすまでの経路、これがまさしく公務中なのか私用なのかという部分の裏づけにもなる本人の直前の行動が非常に大事でしたので、捜査においては職場からの帰宅中だったという話があったものですから、本当にその時間帯に職場をアウトしたのかという裏づけの捜査をしております。今回の事件については、それで本人の供述の裏づけがとれたと考えます。

○吉田勝廣委員　米軍属との事件事故だとか、いつも思うのですけれども、やっぱりいつも公務か公務外かという視点で議論されるのがいつも頭に浮かぶわけですね。抽象的だから。そこのところは県警察としても、この辺の捜査のあり方をもう一度議論してもいいのではないかと一特にそういう事件については。私服である場合、あるいは軍服を着ている場合いろいろと違うので、この辺ちょっと改めて今後どうするのか、交通部長、回答は難しいかもしれないけれども、どうなのでしょう。

○渡具知辰彦交通部長　今おっしゃるように、制服を着ていたか云々で外見上一目瞭然だろうという意味だと思うのですけれども、警察の立場上、県警察では公務中、公務外にかかわらず、すべての事件事故において所要の捜査を行い事件の送致をしております。当然のことをしてしております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 二、三教えていただきたいのですが、当日は水曜日ですよ。事故発生時間は21時43分ですから、この時間帯はその道路は込んでいたのか、どういう状況だったのか、把握しておりますか。というのは、相手車線に入っていますね。片方2車線で、速度は50キロメートルなのです。そうすると、よほど込んでいて、内線から相手のコースに入ったのかなど。あるいは急いでいたのか、なぜ急いでいたのか、その辺も調査されているのか。どのくらい込んでいたのか。速度は50キロメートルしか出ていないとおっしゃるので。

○渡具知辰彦交通部長 捜査書類には、現場が込んでいる云々は残念ながら出ていないのですけれども、被疑者は前の車両を追い抜くために第1通行帯から第2通行帯に進路変更をします。そのときに何らかの事情で対向車線に入ってしまったって、衝突という事故を惹起してしまったという状況でございます。

○新垣清涼委員 そこは道路の形状からして、ハンドル操作を誤りやすい箇所なのか、直線コースなのかカーブなのか、あるいは傾斜しているところなのか。その辺はどうなのですか。

○渡具知辰彦交通部長 緩やかに傾斜しています。下のほうに一ちょうど反対側が総合運動公園北停留所ですか、ちょうどその道向かいに宮城鉄工所というのがあるのですけれども、そこのほうが事故現場なのです。ですから、渡口交差点から北上しますと、若干上がり気味になって、そして下がっていくところですよ。

○新垣清涼委員 前方の車両を追い越すために内側に入ったわけですよ。そのときに何らかの操作があって相手コースに入ったということなのですから、そうしますと、飲酒運転なのか、あるいは過労でちょっとした居眠りがあったのかですね。前の車を追い越すというときには、運転者はかなり緊張してやっているはずなのです。自分たちの経験からしても。そこで第1通行帯から第2通行帯に追い越すために移ったとしたならば、そのどちらかが考えられると思うのですが、その辺の捜査どうなっていますか。

○渡具知辰彦交通部長 先ほども質問にお答えしたのですけれども、現場で被

疑者から事情聴取した際に、現場の警察官は酒臭はなかったことを確認しております。したがって、飲酒していたことを疑わせる事情もなかったため、飲酒検知などは実施しておりませんが、念のためということで、憲兵隊へは飲酒の有無についての確認の要請を電話でしました。その結果はまだ回答が来ておりません。ちなみに、救急隊員にもおいは一切なかったということを行っています。

○新垣清涼委員 においというのは個人差があると思うのです。要するに酒に強い人、弱い人いろいろいますね。そういう意味でも、飲酒の量によってにおいが出るのか出ないのかもあるでしょうし。それから、どのくらい接近して話をしたかによっても違うと思うのですね。しかも、これは夜9時を過ぎて10時前ですから、まずやっぱり飲酒運転を皆さんは疑わないといけないと思うのです。それからやっぱり、事故ですから過労なのかと。そして、このスピードが50キロメートルしか出ていないとしたらですよ。相手一被害者の車も相当スピードが出ていたのか、この辺は相手のスピードなどの調査はされているのですか。

○渡具知辰彦交通部長 第一当事者である被疑車両については速度鑑定をしていますけれども、被害車両についてはされておられません。

○新垣清涼委員 やはりそこは、かなり時間がたっているのですが、酒気帯びなのかどうかというのは問い合わせしていても、返事が来ていないわけですね。

○渡具知辰彦交通部長 そうであります。先ほど説明したように、ちょうど救急車が来て首が痛いということで、コルセットをしている最中に軍の救急車が来て運ばれたという状況ですから、その合間に最低限の人定とかを聞くぐらいしかできなかった状況で、通常のけがもしてなければ話は別だと思うのですけれども、今回の事案はそういう状況でした。

○新垣清涼委員 確認ですけれど、現場に着いたときにはもう既に救急隊が処理をしていて、警察もそんなに会話されていないわけですね。すぐ軍病院に運ばれているわけですから。そこは憲兵隊に問い合わせをしているのだから、酒気帯びかどうかの結果は、当然早い時期に来てしかるべきではないですか。

○渡具知辰彦交通部長 まだ残念ながら結果については、来ていないのですけ

れども、ただ現場の警察官に聞いたところ、においがしなかったから酒気帯びではないということだと思えるのですけれども、酒を飲んでいる様子はないし、車の中にも顕著な証拠とかもなかったということでございました。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 何点かお聞きしたいのですが、又吉知事公室長、この事故で法的根拠はどういう根拠ですか。

○又吉進知事公室長 公務と認定されたことによって、日米地位協定第17条に基づいて、公務中の米軍人軍属による事件事故は米側に第1次裁判権があるとの取り決めによりまして、不起訴になったということでございます。

○玉城義和委員 裁判権というのは、独立国家にとっては主権の構成要件として非常に重要な要件だと思うのですね。日本という独立国家の中で、この日米地位協定第17条のように米軍が裁判権を持つというような事態が、1952年4月28日以降—この行政協定以降ずっと続いているわけですね。こういう主権に対する明らかな侵害というか、日本という国家の、独立国家であるのに明確に裁判権が米国にあるという、こういう事態に対して沖縄県としてはどういう認識を持っていますか。

○又吉進知事公室長 日米地位協定あるいはその以前の行政協定におきましても、米軍人軍属が惹起した事件事故等につきましても、第1次裁判権は派遣国—この場合は米国ですけれども、そこに帰属するという取り決めになっておるわけです。それはそれで、政府においては他国のいかなる地位協定もそのように取り決めているという説明をしているわけなのですが、確かに県民感情等考えますと、大事なことは、仮に裁判権が米側に所属した事件であってもその処分が県民の納得がいくようにしっかり—公平性というのですか、お互いの相対性をもってとり行われているかどうか非常に疑問なわけでございまして、そういった説明がないと、裁判権がどちらにあらうと、これは、しかるべき県民感情、あるいは我が国の法令に準拠したような処分が行われるべきだというところが、これまで議論としては不十分であったと。したがって、そのあたりを明らかにしていただきたいというのが、現在の沖縄県の立場でございます。

○玉城義和委員 各論はわかっているのです。僕が聞いているのは総論としてこういうふうに引き続き米国がずっと第1次裁判権を持っているような事態があるということは、まさに我が国の主権に対する著しい侵害ではないかと。こういうことがあるから、こういう事件が起こるわけです。こういう非常に我慢できない、許しがたい結果が出るわけで、屈辱的な。独立国家の国民として、そのことに対してこれは政治的立場を越えて本当に怒りを持たなくてはだめだと思っただけ。そういう意味で、こういう結果を生むような、法制上の主権侵害に当たるような、第1次裁判権は米国だというような事態を沖縄県はどう思うかと、これを聞いているのです。解説はいいから、そのこのところの沖縄県としての立場を少し表明してください。

○又吉進知事公室長 裁判権につきましては、やはり競合した場合の第1次裁判権については、先ほども申し上げたように県民が現在の状況に納得していないという状況を踏まえて、裁判権が米側にあるにせよ、しっかりした処分を行うべきだというのが—それを公表すべきだというのが沖縄県の立場でございます。その後、事実について説明をすると、明らかにしろというのが現在の沖縄県の立場でございます。

○玉城義和委員 日米地位協定第17条で米国に第1次裁判権があるのと日本国にあるのが分けられていますね。それをちょっと説明してください。

○又吉進知事公室長 簡単に言いますと、米軍人軍属が引き起こした公務中の事件事故につきましては一義的に第1次裁判権は米側でございます。また、公務外につきましては、これは日本側に裁判権があるということでございます。

○玉城義和委員 この日米地位協定第17条を読んでいると、米側が第1次裁判権を持つ場合のケースとして、1つは専ら米国の安全もしくは財産に被害を与えること。もう一つは公務中の作為あるいは不作為による場合ということで、この2つが米国が裁判権を持つ場合ということです。ですから日本の場合、日本の法律で云々と書いてあって、双方に共通するものというのはいろいろ調整する必要があると、こうなっています。それで、米国に第1次裁判権がある場合、2番目の公務中の作為あるいは不作為というのがあります。沖縄県の現時点での解釈として、公務中というのはどういう解釈をされているのですか。どういう解釈だとこちらは理解すればいいのですか。

○又吉進知事公室長 まさしくそのあたりが論点でございまして、公務中を有権解釈するという立場にございませぬ。ただ、県民感情からしまして公務中と公務外というものについては厳密に説明すべきだと。つまりなぜこれが公務と認定されるに至ったかというような説明がなされるべきだと考えておりました、それについては必ずしも十分ではないと考えております。

○玉城義和委員 そういう答弁の仕方もあると思いますが、公務中が何かと問うときには、当然問う側に公務中という概念がなければ、どういう答弁が返ってきたかによって揺らぐわけです。ですから公務中の作為あるいは不作為というのがいいか悪いかは別問題だとして、これは書かれているわけですから、その公務中というのは沖縄県としてはどういう概念だと考えているかということを知りたいのです。相手側の話ではない。こちら側の話で聞いているのです。

○又吉進知事公室長 厳密にこれをもって公務だと、これは一つ一つこういう行為が公務だというような検討、検証なりをしたことはございませぬ。

○玉城義和委員 それがないと、例えば今の午後9時半にタイムカードを押して40何分に事故を起こしたという話は、やっぱりそれはそういうきちっとした概念がないと、きちっと抗議ができませんよ。例えば、公務時間中という概念と公務中という概念は違います。そこはどうですか。

○又吉進知事公室長 これは一般論ですが、我々県職員の場合はそのあたりはきちんと整理されておりました、公務時間内であっても職員の担当する責任外の行動については当然これは公務外と判断されるケースもございませぬし、そういうことを考えますと、個々にそういったものは判断されるべきだと考えております。

○玉城義和委員 ですから11項目ですか、日米地位協定の改定を我がほうとしては出しているわけで、一番重要なポイントですから、そこは私は沖縄県としてはこの項目を認めるか認めないかは別にして、公務中ということについては概念をきちっとつくっておくべきだろうと思います。そこを、こういう事件を契機に考えていただきたいと思っております。例えば公務中に石を投げて他の人にけがをさせたと。石を投げるという行為は公務外です。ですからそういう意味では公務中という概念と公務時間中という概念は違うと思うのです。例えば8時から5時まで公務時間中であっても、行為自体が公務であるか

ないかというのは厳密にこれをやらなければならないわけです。そういう意味では、沖縄県としてもその辺のところはきっちりと考え方を整理しておくべきだろうと思いますので、これを申し上げておきます。

それから、手続の問題ですが、公務中であつたということはだれがだれに申請をするのか。どういう手続でここまできているのか、説明してくれませんか。

○又吉進知事公室長 公務証明を提出するのは一般的に当該所属の司令官と聞いておりますけれども、検察当局の求めに応じて提出する場合と、米側が自発的に出してくるといふ両方の場合があると聞いております。

○玉城義和委員 今回はどちらのケースですか。

○渡具知辰彦交通部長 どちらからなされたかというのは把握しておりません。

○玉城義和委員 これはちょっと問題だと思います。要するに、どういう手続で不起訴になったかというのは、当然これは県警察も沖縄県も把握していないと、どうにもならないのではないのか。

○又吉進知事公室長 おっしゃるとおりでございます。沖縄県もなぜこれが公務と認定されたか—公務と認定されますと自動的にそういう措置をとられるわけでございますが、そここのところの説明は不十分だと考えておりまして、現在その説明を求めているところでございます。

○玉城義和委員 要するにこれは日米合同委員会の合意議事録でいうと、当該の部隊の指揮官からそういう事件事故の証明書が発行されて、その発生地を検事正に証明書が提出されるということになっているのではないですか。そういう認識は一緒ですか。

○又吉進知事公室長 基本的にはそのとおりでございます。

○玉城義和委員 今回はそういう手続はされたのですか。

○又吉進知事公室長 これが求めに応じて提出されたものかどうかということについては、承知しておりません。

○玉城義和委員 非常に困ったことだと思います。そういうところが当然これは日本側との関係もあるわけで、地方検察庁に聞けばわかるわけで。そういうこともしていないというのは、私は非常に問題だと思いますが、それを検証するつもりはありますか。

○又吉進知事公室長 これは直接のお答えではないですが、参議院の糸数慶子議員の質問趣意書の答弁書として一政府の答弁ですが、本件事件に関して検察当局においては、平成23年3月4日米側から公務証明書を受理したと承知しているが、お尋ねの取り調べの経緯については個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、お答えは差し控えたいと。こういう政府の立場もごさいますけれども、極力、事実解明については努力したいと考えております。

○玉城義和委員 ぜひそれはやっていただきたいと。それで、今のお話だと司令官から検事正にそういう証明書が提出されたと、こういう理解ですね。その後、この検察側はどのような対応をなさったのですか。

○又吉進知事公室長 3月4日に公務証明書を受理し、途中の経過というのは承知しておりませんが、3月24日に第1次裁判権がないということで不起訴処分にしたという経過でございます。

○玉城義和委員 この日米合意議事録によると、検事正に提出をされた後、検事正のほうは一受け取った側はこれに対して、反証ができるとなっているわけです。ところが、その反証がない限り公務中に属するという事実の十分な証拠の資料になると。つまり、反証しない限りにおいて、この公務中という証拠は確定をしてしまうということなのです。そういう意味でいえば、一方に日米地位協定があって、この手続は今言ったような状況になっていると。検事正—日本側の検察が違うのではないかとすれば、これはまた別の展開があるわけです。そこはどうなのですか。

○又吉進知事公室長 その経緯については、現時点では沖縄県としては承知していません。

○玉城義和委員 承知していないというのはどういうことですか。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、又吉知事公室長から反証したかどうかについては承知していない旨の説明があった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 この議事録によると、反証をすれば検事正はこれを米側に通知をすると。米側に通知をしたら米側は改めて日米合同委員会にかけるということになっているのです。この手続を沖縄県としては全くわかりませんということは、私はこれはいかななものかと思うのですが、どうなのですか。

○又吉進知事公室長 確かに県としてもなぜ公務とされたかというところについては、より詳細な説明が必要だと考えているところでございまして、そういうことも検証してまいりたいと考えております。

○玉城義和委員 1つは当然日米という政治レベルに責任はあるわけですが、こう考えていくと、例えば日本の司法当局もやることがあるのです。できるのです。ですから日米で意見が一致しない場合は、改めて日米合同委員会にかけるということになっているわけです。そういう意味では、日米合同委員会の中の合意事項と日米地位協定の本文はどちらが優先するかというと、当然、本文が優先するわけです。ですから私は日本の検察当局は、当然に本文に基づいてここで反証して、もう一回日米の意見が合わないと合同委員会にかけるといえることはできると思うのです。そういうことは私は日本側の努力として、当然今回はなぞるべきだったのではないかと思うのです。そういう意味では、沖縄県としてはそういう事実をちゃんととらまえて、もっとそこにコミットメントしていく必要があるのではないかと感じるのです。そこはどうでしょうか。

○又吉進知事公室長 今、委員がおっしゃったことも含めて、沖縄県としましては公務と認定された理由、あるいは今回の事件に限らず、そういう基準はどこにあるのかということを確認なしとしないという立場でございまして、しっかり詳細な理由について説明を求めていくということでございます。

○玉城義和委員 これは沖縄県に対して、傍観者的とは言いませんが、もうちょっとできることは何があるのか、もっと踏み込んでいろんな手を使って政府にも、あるいは当局にも一捜査当局、司法当局を含めて問題提起をしていくべきだろうと思いますし、国民にこういう問題をもう一度きちっと認識してもらうための合同委員会等への持ち込みも含めて、やるべきだろうと思います。

それで、復帰以来米国が第1次裁判権を使ってやった裁判は幾らぐらいあるのですか。

○又吉進知事公室長 お尋ねの件につきましては、資料を持ち合わせておりません。

○玉城義和委員 資料を持ち合わせていないというのは、沖縄県として把握していないということですか。たまたまここにはないということですか。

○又吉進知事公室長 現時点では正確な数字は把握しておりません。

○玉城義和委員 これは問題です。当然、日米両方に対象になる事件が幾つあって、そのうちで米国が第1次裁判権を行使して不起訴になった事件がどれぐらいあるかというのは、当然、沖縄県としては最小限把握すべきことではないのですか。

○又吉進知事公室長 事件事故の件数、これがいわゆる公務中か公務外かといったことにつきましては、県警察から統計をいただいて把握をしているわけですが、その事後の司法上の手続、処分につきましては、なかなか数字が把握しにくい部分がございます、全体の数字は把握していないというのが現状でございます。

○玉城義和委員 これは民間の団体などではけっこうやられているのです。行政協定以降も含めて—52年以來も含めてやられているので、この際全力を挙げて、これまでの事件事故でどれだけあったかということをごひ把握してください。

○又吉進知事公室長 把握に努めたいと考えております。

○玉城義和委員 それで私は、日米双方の地位協定という問題—安保条約の間

題でもありますけれども、すぐれてこれは人権問題だと思うのです。今日のよ  
うな民主主義の時代にこういう事故が起きて、全く一方的なこういう判決が出  
る、不起訴になるということ自体、まさにこれは重大な問題であって、日米地  
位協定がこうだからということで看過できる問題ではないと思うのです。ここ  
はひとつ、どういう法があるかということをもうちょっと視野を広げて考えて  
いかないといけないと思うのですが、その辺何か方策はありませんか。

**○又吉進知事公室長** 裁判権を放棄して、我が国のほうで不起訴になったとい  
うことをごさいますけれども、それはとりもなおさず米側が責任を持って処分  
しなければならない。しかも、その処分につきましては、これは県民感情ある  
いは我が国の法制との均衡性も勘案しながら処分されるべきだと考えておりま  
して、その部分の説明をしっかりと求めたいということをごさいます。

**○玉城義和委員** 僕は勉強不足なのですが、国連の人権関係をやっている  
委員会というのはどういうものがあるのか、ちょっと調べてみたのですけれ  
ども、例えば国際連合人権理事会というものがあるのです。これはけっこうた  
くさんの国々が参加していて、日本も理事国なのです。主に抑圧的な政権の中  
で、法律によらずに逮捕をしたり、あるいは拉致をしたりする政権が一権力側  
がやるようなところに対する対応も含まれていますが、例えばこういう国連の  
場にこういう問題を持ち出すとか、我がほうとしてもうちょっと強力な知恵を  
出すということも必要ではないかと思うのです。にっちもさっちもいかないよ  
うな、こういう理不尽なものを通すわけにはいかないでしょう。こういう理不  
尽で不条理なものに対してはあらゆる手を使って一国際舞台も含めて訴えてい  
くべきだと思うのですね。そういうことをひとつ検討してみてもどうでしょ  
うか。国際連合人権理事会というものがありますよ、国連の中にある補助機関で、  
米国が少し引いてますけれども、170カ国くらいは参加している人権組織で。  
これだけに限りませんが、いろんな人権団体が国内にもあるわけですね。そう  
いう意味で政治問題と同様に非常に強い人権問題ですよ。まさにこの人権じゅ  
うりんで、県民に対する人権抑圧でありますので、そういう意味でいろんな角  
度から問題点を展開していくという必要があると思うのです。ぜひいろんな方  
策を考えるということも必要だと思うのですが、どうですか。

**○又吉進知事公室長** このような事件につきましては、やはり過去の米軍占領  
時代の事件に対する措置でありますとか、それから過去に必ずしも被害者に対  
する適切な対応が行われていなかった事例があるとか、そういった歴史的な観

点で沖縄県民の感情といったものが、非常に政府に対して不信感を持っているということは理解できるところでございまして、委員のおっしゃるような、人権上の観点といったものも含めて、やれることはやっていこうと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
前田政明委員。

○前田政明委員 このことに対して、先ほどいろいろ意見が出ておりましたけれども、公務中ということに関するその他の対応を含めて、皆さんは政府関係にどのような対応をされたのか—他の委員が聞いたかもしれませんが、その辺のところを御説明お願いします。

○又吉進知事公室長 現在のところ公務中とされておるわけで、そのために不起訴という状況になっているわけですがけれども、そのことに対する具体的な説明—なぜ公務と認定するに至ったか、不起訴になったかというところを説明を求めているというところがございます。

○前田政明委員 これは、尋ねて行ってですか。どういう形で説明を求めているのですか。

○又吉進知事公室長 電話で求めている、口頭で求めているということがございます。

○前田政明委員 私もきょう外務省沖縄事務所に行ったのですがけれども、先ほどいろいろ質疑していることも関連があるのですがけれども、公務だという形での証明書、それに対して交通事故だとか米軍犯罪の中で不起訴になったものは何件あるのかと、これはちゃんと答えるべきではないかと言ったら、いや関係ありません、所管外で法務省とか警察とかその他に聞いてくださいという形のもので、頭に来て外務省沖縄事務所はいらぬのではないかと少しけんかしてきました。そこで問題なのは、先ほども私たちが言いましたけれども、やはり沖縄県として文書で外務省に一口頭での照会ということではなくて、私たちは11項目を含めて日米地位協定の見直しを求めていると。特に、今回の19歳の未来ある青年がこういうことになったと。これは本当に許せない。本来だったら日本の属地主義で日本の領土で起こった問題については当然捜査権や裁判権が

あるべきなのだと。今回、公務というけれども、それはどういう根拠なのかと。それは今の県民の状況からすると、これは許せないことだと。ですから外務省としても、米政府、関係省ちゃんとして、そして今言っているこれまでの事実を踏まえて、これは外務省としても全体を掌握して、安全保障条約や日米地位協定を結んでいる当事者としてこれをやるべきではないかと。ちゃんと文書でやらないと、非常に当事者意識がないというような感じです。何かものを教えてあげるとか、そんな形になってしまうのではないかなど。外務省が安全保障条約や日米地位協定の問題や有権解釈含めて、当事者だと思うのです。今電話での照会ということになっていきますね。そこをこういう沖縄県のこの間の日米地位協定の抜本的改定に対する考え方も含めて、文書として外務省の見解はどうなのかということをやすべきではないのかということ、きょう要請をしながらまた外務省へ行って、本当にこれはどこの立場で一官僚的、実務的な対応で、これは沖縄県民の実態というか、これをまとめるべきは当然外務省の責任ではないかと感じております。そのところどうですか。

**○又吉進知事公室長** 沖縄県民として、一人の未来ある青年のとうとい命が失われたという事案について、機械的な処理をされるのは、県民感情からして許しがたいというのは私も同様に感じております。したがって、なぜ公務と認められているかということと、それから、先ほども何回か申し上げておりますが、仮に公務であって米側に処分がゆだねられたにしても、それはしかるべき県民感情を踏まえた処分がなされるべきであるというのが2点目、それから3点目は当然補償ですね。これについてしっかり行うべきだということは口頭で申し上げているわけですが、これについては改めて機会もいろいろあると思いますので、文書等でしっかり申し入れることも検討したいと思います。

**○前田政明委員** 私は本当に沖縄県として文書でぜひ申し入れてほしいと。それは核密約のことで皆さん4項目も文書で申し入れました。あれと同じようにちゃんと言質として、やっぱり一つの事実行為として全体で確認できる、その積み重ねだと思うのです、日米地位協定の抜本的な見直しというのは。ですから、外務省の解釈的対応とか、そういうのは許さないという面で、ちゃんと一つ一つ証拠というか、やっぱり見解を明確にして、そういう事実関係に基づいて沖縄県も取り組むし、我々政党の議員もどうなのかという形で、共通の責任を一国の外務省としての責任をとれと。こういう屈辱的な状況は沖縄県民の人権、日本国民の人権から許せないのではないかとすることをやる立場が必要だと思えます。

それから先ほどもありましたけれども、私はケビン・メアの発言も含めて、この源はどこなのかと。これはやはり沖縄戦で血を流して、彼らが占領したと、沖縄は自分たちのものだという形でサンフランシスコ平和条約から始まりますけれども、やはり先にありましたように、行政協定です。当初の1952年4月28日のサンフランシスコ平和条約と旧安保条約、そしてこの行政協定では、合衆国の裁判権はすべてにわたって合衆国軍隊の構成員及び軍属及びそれらの家族が日本国内で犯すすべての罪について、専属的裁判権を日本国内で行使する権利は米国が有すると。これが行政協定の中身です。それでさきにあったように、NATOの中でも改定があって1953年に今の日米地位協定になると。しかしその日米地位協定の前に明らかになっている合意事項、これを1953年10月28日に日本代表と米国がやると。実質的には日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使するつもりはないと述べることができるということで、日本代表がわざわざ合意録として出ているというのは、日米両政府に対しては非公開議事録の公表、米政府の解禁文書によってこれは明らかになっている。きょうこれも外務省沖縄事務所副所長に見せたのですよ。そしたら知らないと言うのです。まともな答弁がないのですよ。ですから、私は米軍や米政府だけでなく、私たち流に言うと本当にアメリカの言いなり、屈辱的な中身がそこに示されていると思って抗議もしたのです。そういう面でそこは、はいそうですかとはいかないと思うのです。ですから旧行政協定を含めて、その辺の残存というか—そういう占領者意識と、それに屈服するような外務省の対応というのは私は痛感してきましたけれども、皆さんはどうですか。

**○又吉進知事公室長** 我々が問題にしているのは委員のおっしゃることと、かなり重なると思うのですけれども、それに至った—つまり公務の認定といったものの基準が示されていない、我々は納得していないということであります。それにつきましては、国会の議論の中でも、松本外務大臣がやはり認定の範囲について米側に照会するといった答弁があったように聞いておりますので、しっかり政府には求めてまいりたいと考えております。

**○前田政明委員** 先ほどもありましたけれども、米国の裁判権の問題で、起訴率をするのが低くて、ほとんど事実上無罪放免になったというのが国会答弁で1995年の10月16日に、当時の参議院議員だった共産党の聴濤参議院議員の質問に答えて、この10年間に発生した米軍関係者の事件1052件のうち、軍事裁判を受けたものはゼロ、懲戒などの処分を受けたものは99名との回答でということで、あとはほとんどが不起訴になっているという実態が、1995年10月16日の国

会答弁でもありますけれども。それで、今皆さんが言っていることは非常に大事だと思うのです。先ほど玉城義和委員からもありましたけれども、公務中でも、これが必ずしも公務とは限らないと。これまでも、ジラード事件とかその他いろいろあるわけです、沖縄でも。そういう面では、公務時間中だからそれは公務なんだということでもないわけです。今皆さんが沖縄県として、公務とは何なのかと、なぜこういう判断をしたのかと言うのは、極めて重要な、大事なところですよ。そういう面では、ぜひしっかりと明らかにしないと、酒を飲んでいても、いやこれは公務中だとか、このような暴論が出るような状況ですから、ここは私は非常に大事なところだと思うのです。ですからここはぜひちゃんとした言質というか、しっかりした見解を求めて、最後まではっきりしてほしいと思うのですけれども、そこの決意はどうですか。

○又吉進知事公室長 先ほど来申し上げておりますように、沖縄県としましても公務の範囲といったものの説明が必ずしも十分でないと考えておまして、しっかりその説明を政府に対して求めてまいりたいと考えております。

○前田政明委員 先ほどの玉城義和委員の関係なのですけれども、結局部隊の司令官から犯罪発生地 of 検事正に提出される証拠、すなわち証明書は反証のない限り公務中に属するという事実上の証拠になると。この場合、實際上合意議事録でそうあるけれども、反証できるかと、反証しようにも一基地内のいろんなものを含めて、本当にそれが公務であるか公務でないかという客観的事実を含めて、日米合同委員会の議題となし得るけれども、しかしその反証を出すこと自体が事実上、今の仕組みの中で不可能に近いような状況になってしまっているのではないのかという指摘もあるのですけれども、ここは県警察に聞いたほうがいいのでしょうか。

○渡具知辰彦交通部長 今委員がおっしゃった米側からの公務証明書が発行された場合、公務執行中に行われたものではないと認定して、米軍側に対して当該公務証明書に関する反対の証拠がある旨の通知は、当然検察当局が行うものと承知しております。

○前田政明委員 ですからその場合、検察がやるとしても証拠となる事実関係は、皆さんのところで積み上げるのですか。いやそれは公務じゃないよと、こうだよという形で、事件の当事者なりがどう言ったと。ですから普通はいろんな裁判でも証拠の積み立てで、皆さんが事実関係として検証して構成要件に該

当すると、犯罪要件は成立していると、責任能力もあるという形で挙げますよね。そして検察は裁判に持ちこたえるかどうかを含めて総合的に判断して、裁判にかけるかどうかを検討するわけでしょう。その場合に、検察が反論する場合の材料というのはどのようになるのですか。どのようにして得られるのですか。

○**渡具知辰彦交通部長** 我々は警察の捜査—当然送致しているわけですから、それなりの犯罪の構成要件に該当するというで送致しているわけです。

○**前田政明委員** ですから皆さんとしては十分な—この間の積み上げをしてきていて、それを挙げると。しかしさきに言った秘密内容があつて、軽微なもの—すなわち日本の当局は通常合衆国軍隊の構成員、軍属あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については第1次裁判権を行使するつもりはないと述べることができる。この点について日本当局は、どの事件が日本にとって著しく重要であるかの決定に関し、裁量の自由を保留することを指摘したいということで、皆さんが一生懸命頑張っても、そういうことでほとんど9割近くは不起訴になっているというのが、僕は背景にあると思います。ですから本当に日米地位協定の抜本的な見直しは必要ですし、そういう面では公務という場合も、何が公務なのかということで明確に明らかにしていく必要があるなど。そういう面では旧安全保障条約—ことし60年ですけれども、行政協定の先ほどの結ばれてから60年という意味では、やはりこのくびきといいますか—こういうしがらみですね、沖縄県民の人権を侵害し、19歳の青年が命を落としても、属地主義ではなくて、日本の裁判やその他でしっかりと罰せられない状況は不条理だと思います。そういう意味では主権国家としてあるまじき事態だと思いますので、ぜひ外務省、政府関係に対して文書でしっかりと—単なる問い合わせではなくて、頑張っていたきたいということを述べて、終わります。

○**渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○**照屋大河委員** 又吉知事公室長、先ほど、公務中であつて日米地位協定に基づいて不起訴になって裁判権が渡ると。そうであっても、日本の法律に照らして県民が納得のいく、均衡を保ったような処罰や処理がされるべきだという答弁だったのですが、それで繰り返してもらってもいいですか。

○又吉進知事公室長 日本の法律に照らしてというのは、それに基づいてということではございません。しかし仮に日本の社会であれば、交通事故を起こして人を死に至らしめたということに関してはそれなりの罰則が適用されるわけではございまして、それと著しく均衡を欠いたような処分が仮に米側で行われるとするならば、これは県民が納得するものではないという趣旨で申し上げたわけです。

○照屋大河委員 これまでにそういった処分がされた例というのは一あるいはどういう結果が出たのかというのは把握されていますか。

○又吉進知事公室長 そもそもその処分内容については完全に公表されたわけではございませんで、完全に私のほうが把握しているわけではないのですが、例えば一例としましては、平成20年8月にうるま市で発生した米海軍兵による交通死亡事故がございました。これは通勤途上ということでございまして、男性が亡くなったということでございまして、公務中と認定されたのですが、この件につきましては処分が特にどうなったかということについては公表されておりません。ただ民事訴訟におきまして、遺族と国の間で和解が成立したと聞いております。5600万円の賠償金が支払われたと聞いております。この第一当事者といえますか、加害者といえますか、そういう者に対する処置については具体的に公表されていないというのが現状でございます。

○照屋大河委員 公表されていないということで、すべて裁判権が渡った後に米側で裁判がされたということすらわからないわけですか。

○親川達男基地対策課長 第1次裁判権が米側に渡った後の処分結果について、実態としてすべてが明らかにされておりません。重大なものが明らかにされる場合はありますけれども、今のところすべては把握してはいない状況にあります。

○又吉進知事公室長 明らかにするというような決まりというのですか、そういうのはないのですか。

○親川達男基地対策課長 日米合同委員会の合意では一ちょっと読み上げますと、一方の国が第1次裁判権を行使した犯罪で他方の国またはその国民に対し

て犯されたものに係る事件の最終の裁判結果が通報されることになるという合意はございます。そういったことがありますので、沖縄県としては、過失があった場合にはしかるべき責任が伴うということは当然だと思いますので、米側で下された処分については県民あるいは当然被害者、関係者に知らされるべきであると考えております。

**○照屋大河委員** 報道によると、国会でのやりとりを見ていても、不起訴になって、現在その関係者が一米軍人がどういう処遇にあるのかということについても、外務大臣は承知していないというような状態らしいのです。そういう意味では、合意にある通報されるべきというのも含めて、しっかり確認の作業を行ってほしい。それは公務中、公務外というのは一僕は公務中であろうとも日本で起こった事件事故などについて裁判はやるべきだろうという思いはあるのだけれども。又吉知事公室長は先ほど、移ったとしても均衡ある処分を求めるという立場だという沖縄県の立場を言ったので。ただ裁判権を渡してしまった後に他国の裁判の中身について、日本と同等を求めるとするのは、渡してしまった以上、余りやるべきではないと。むしろしっかりここで裁判権を持って、私たち沖縄県民というのは基地が集中して生活の中に米軍との関係が日常的に混在するわけですから、そういう意味では、裁判権を渡して日本と同じような処罰を求めるというよりは、しっかり裁判権を確保する。公務中であろうがやるべき対応が、県の立場ではないかなと思うのですが、もう一度その辺のところをお願いします。

**○又吉進知事公室長** 今委員のおっしゃったことは県民感情として大変理解できるところでございます。しかしながら現在の日米地位協定の制約の中で、日米双方、これはしっかりした民主国家という前提でこの条約は結ばれているわけございまして、逃げ得とか、そういったことはあってはならないわけございまして、やはり現在の制度の中ではしっかりした処罰が行われるべきであって、さらにそれは遺族の方々を含めた県民にしっかり公表されるべきだというのが、沖縄県の考えです。

**○照屋大河委員** 沖縄県が日米地位協定の改定を求めていくと一11項目ですか。それも含めて、議会も全会一致で決議をする、各市町村議会もそうですし、地域を回ったらわかると思うのですが、本島中部地域などは、日米地位協定の改定を求めるという立て看板、横断幕などを出して、県民的に日米地位協定を改定しようという、これの一番に裁判権の問題があると思うのですよね。その

改定を求めていくときに、先ほど言ったような、裁判権は公務中、公務外というのがあって、同じような判決をやるべきだという立場ではなくて、公務中であろうがしっかりと裁けるように一県民の事件・事故については。そういう立場を改めて持ってほしいと思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 繰り返しますが、その感覚というのはよく理解できるころであります。しかしながら裁判権というのは日米地位協定の根幹にかかわる部分でございまして、まずは処置が適切に行われたのかです。裁判権が米側にあったことによって人権が損なわれる、あるいはまったく県民の納得のいかない処分が行われるということを今問題にしているわけでございまして、まずその解決、説明を求めていくということをやっていきたいと思っております。

○照屋大河委員 直近の縛りの中では、そういうことはしっかりとやっていけないといけないとは思いますが。先ほど言ったように、その後どうなったのかという追跡もしっかりしていただきたい。しかし、この抱える問題の解決については、やはり裁判権の問題—全面的に日米地位協定を改定しなければいけないという、県民の感情だと思えます。私の認識でもありますので、その辺は頭の中に入れてしっかり対応していただきたいと思えますし、先ほど言ったように、外務大臣でさえ不起訴になった当事者に対して状況を把握していない、そういう処遇、所在等について確認を行ったか否かについても明確な回答をしないという、政府の一外務大臣の現状ですので、これまでの追跡というのですか、裁判の結果とか、どういうことが行われたかというのは、しっかり確かめるようなことをやっていただきたいなと思えます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城満委員。

○玉城満委員 渡具知交通部長にお伺いしたいのですが、先ほどの答弁で、酒気帯びかどうかの問い合わせをMP側になされて、返答がまだ来っていないという答弁でございましたが、どれぐらいの期間返答が来っていないのですか。

○渡具知辰彦交通部長 要請したのは事故が発生した1月12日のことです。

○玉城満委員 ということはもう3カ月以上向こうから返答が来ないということは、今までいろんな軍人軍属関係の事件・事故があったかと思えますが、捜

査上、相手方一MPに問い合わせをしないといけない事項が結構あるかと思うのですよ。そういう問い合わせをしたときに、向こうはナシのつぶてで返ってこないというのが常識なのですか。

○**渡具知辰彦交通部長** ケース・バイ・ケースで、あるときもあれば、ないときもあると。ただ先ほども説明しましたように、今回の場合は、念のためにやったのだけれども、酒のにおいがしなかったという警察官の確認もありますので、飲酒はしていなかったであろうということでございます。

○**玉城満委員** 飲酒ありなしに関係なしに、そのMP側とこういう状況について確認させてくれと言ったときに、向こうから返答がないということは、完全に軽く見られているとしか思えないわけです、僕としては。これは沖縄県における事件・事故です。そんなときに、返ってくるケースもあったり返ってこないケースもあるということは、県民にとってこれは大変な、屈辱的な事実であることは間違いのないと思っていますのです。今後、日米地位協定を改定しないということについては解決しないという感覚ですか。

○**渡具知辰彦交通部長** 日米地位協定に関しては、県警察は定められた規定の枠組みの中で一先ほども言いましたように、法と証拠に基づき捜査を進めるものでありますから、日米地位協定について見解を述べる立場にありませんので、済みませんけれども同じように答弁を控えさせていただきます。

○**玉城満委員** これはわかりました。

今度は又吉知事公室長、1つだけです。今県民感情も踏まえて、なぜ公務中なのかという一米側に問い合わせしているわけですね。返事は返ってくると思いますか。

○**又吉進知事公室長** 返ってくるべきだと思います。

○**玉城満委員** 先ほどの問題と全く一緒に、やはりこのように何回も相手に対して求めるのだけれども、相手が求めたことに対して真摯に答えてくれないといったときに、どういう処理を沖縄県側はするのですか。

○**又吉進知事公室長** これは沖縄県の権限、あるいは県行政の与えられた権限の中で、あらゆる手段、機会を通じて求めていくということでございます。

○玉城満委員 今回の調子でしたら、コザ暴動並みの暴動が起きるような県民感情はそれぐらい高ぶっているかと思うのですね。ぜひいろいろな手法を一先ほど玉城義和委員がおっしゃっていたような、ただ一方からの攻撃ではなくていろんな手法があると思うので、ぜひそのいろいろな手法について、今後しっかりと知事公室を中心に議論していただいて、県民がそうだよ、そのぐらいしなないといけないというような流れを、ぜひ沖縄県主導でやっていく決意のほどを最後に聞かせていただいて、終わりたいと思います。

○又吉進知事公室長 繰り返しますけれども、19歳の将来ある青年の命が奪われた事案ということで、これは県民が非常に悲しみ、あるいは遺族の心情を推しはかるすべもないのですけれども、沖縄県としましてはとにかく一今回は故意ではないと承知はしておりますけれども、やはりこのような事件・事故が起こる原因というのは沖縄の過重な基地負担にあると。基地が余りにも多過ぎることが原因だと承知しておりますので、そういうことも含めてしっかり政府に対して、あらゆる機会を通じてその説明、あるいはその改善策を求めてまいりたいということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 又吉知事公室長、1月の事故からきょうまで3カ月たっているわけですが、この加害者は事故そのものは認めていらっしゃるわけですか。

○渡具知辰彦交通部長 被疑者は同一方向に進行していた前車両を追い越すために第2車線に進路を変更した際に、ハンドル操作を誤って対向車線に侵入して、対向車線を進行中の乗用車に衝突させましたと認めております。

○仲田弘毅委員 認めた上で、起訴になるか不起訴になるか、まだ裁判所の判断がつくその間において、被害者に対する例えばお見舞いとか、そういったものはどの程度なされていますか。

○渡具知辰彦交通部長 沖縄県警察被害者連絡実施要項というものがございます。それに基づいて、所轄警察署の事故捜査担当係長などが被害者の家族に対して捜査状況の説明や補償に関する助言を実施して、被害者支援を実施してい

るという状況でございます。ちなみに今回は、1月13日に事故発生状況を説明いたしました。それから、1月24日に被害者の手引きの交付と捜査状況を説明してございます。

**○仲田弘毅委員** その間本人からの意志表示は一切ないのですか。本人がじかに行って、おわびするとかお見舞いするとか、そういったことは一切ないということですか。

**○渡具知辰彦交通部長** 被疑者が被害者の家に行ったかどうかの確認はとれてはいないのですけれども、捜査書類では相手の家族の方に対してとても済まない気持ちで、謝罪する機会があればおわびしたいという発言はございます。

**○仲田弘毅委員** 今の御意見を聞いて、加害者がまだ人道的な道をそれていないということではおっしゃっているわけですが、今国会においても、せんだって外交防衛委員会の場で、本県出身の国会議員が防衛大臣にあらゆる角度から外交も含めて質問しているわけですが、ほとんど進展した意見が見られない。これは本県、仲井眞知事も含めて、日米地位協定の抜本的な改正がなければそういった事象はなくなるということをはっきりおっしゃっているわけです。ですからそういった面においても、例えば公務中であろうが公務外であろうが、これは裁判の結果に関して一例えば日本側の裁判権はないにしても米軍における軍法会議、あるいは米軍関係の裁判の結果をしっかりと沖縄県民に説明をして理解を求めていくという、姿勢を求めていく必要があると思うのですが、又吉知事公室長、どういった御意見でしょうか。

**○又吉進知事公室長** まさに委員がおっしゃるとおりでございますして、恐らく遺族だけではなく県民もその説明がない限り一納得できるかどうかはわかりませんが、この問題はまったく理解できないということになりますので、やはりそういう説明は沖縄県としても求めてまいりたいと考えております。

**○渡具知辰彦交通部長** 先ほど委員の質問で、被疑者が被害者の家に行ったかどうか確認はとれていないと言ったのですけれども、職場の上司と被疑者は告別式に参加しております。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び樹立に係る米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうかが及び文案・提出方法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

議員提出議案として米軍属による交通死亡事故に係る不起訴処分に関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷 喜代子